

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計画主体	錦町

錦町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名 錦町役場 農林振興課
所在地 熊本県球磨郡錦町大字一武1587
電話番号 0966-38-1111 直 0966-38-4948
FAX番号 0966-38-1575
メールアドレス y-muta@town.kumamoto-nishiki.lg.jp

- (注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ、イノシシ（イノブタ含む） ニホンザル、アナグマ、カラス類、ヒヨドリ、カワウ
計画期間	令和5年度～令和7年度
対象地域	熊本県 錦町

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独で又は共同で被害防止計画作成する全ての市町村名を記入する。

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和3年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稲	0.25ha 288千円
	果樹	0.02ha 43千円
イノシシ	雑穀	0.30ha 35千円
	野菜	0.06ha 433千円
ニホンザル	麦類	0.58ha 70千円
	野菜	0.01ha 16千円
アナグマ	—	—
カラス類	—	—
ヒヨドリ	果樹	0.12ha 595千円
カワウ	アユ	被害はあるが、被害の実態が把握できていない。

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

鳥獣名	品目	R 1			R 2			R 3		
		被害面積 (ha)	被害額 (千円)	捕獲頭数 (頭)	被害面積 (ha)	被害額 (千円)	捕獲頭数 (頭)	被害面積 (ha)	被害額 (千円)	捕獲頭数 (頭)
ニホン ジカ	水稲	0.08	88	323	1.13	352	279	0.25	288	370
	果樹	—	—		—	—		0.02	43	
イノ シシ	水稲	0.34	366	157	1.92	833	137	—	—	154
	イモ 類	—	—		0.30	55		—	—	
	雑穀	—	—		—	—		0.30	35	
	野菜	—	—		—	—		0.06	433	

ニホンザル	果樹	-	-	19	0.63	421	19	-	-	20
	野菜	-	-		0.23			0.01	16	
	麦類	-	-		-	-		0.58	70	
アナグマ	野菜	-	-	29	0.03	22	41	-	-	32
カラス類	果樹	-	-	82	0.03	1	137	-	-	148
ヒヨドリ	果樹	-	-	2699	0.37	170	3539	0.12	595	2871
カワウ	アユ	被害はあるが被害の実態を把握できていない。								

- (注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。
2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

指標	現状値（令和3年度）	目標値（令和7年度）	軽減率（%）
ニホンジカ	0.27ha 331千円	0.07ha 93千円	75% 72%
イノシシ	0.36ha 469千円	0.09ha 117千円	75% 75%
ニホンザル	0.59ha 86千円	0.14ha 18千円	77% 79%
アナグマ	0.00ha 0千円	0.00ha 0千円	0% 0%
カラス類	0.00ha 0千円	0.00ha 0千円	0% 0%
ヒヨドリ	0.12ha 595千円	0.02ha 119千円	83% 80%
カワウ	—	—	
合計	1.34ha 1,481千円	0.30ha 341千円	77% 77%

- (注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。
2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	猟友会と連携して駆除隊が整備されていたため、捕獲体制の整備と構築がなされている。捕獲手段に関しては、銃器・わなを用いて実施されている。また自衛の許可により箱わなによる捕獲がなされている。	狩猟者の高齢化により、後継者の育成が急務であり、講習会や狩猟免許の普及促進が必要である。また、それに伴い捕獲機材の普及整備が必要となっている。さらに周辺の市町村との連携した一斉捕獲の実施が課題となっている。

防護柵の設置等に関する取組	錦町有害鳥獣被害対策協議会と共に、侵入防止柵の整備がなされている。また、錦町の事業として有害鳥獣侵入防止ネットの購入補助が行われている。	近年においては、平野部への被害が出てきており、平野部での施設整備が必要である。 また、追い払い活動など、受益者や住民への防護意識の高揚が必要であり啓発活動を頻繁に行う必要がある。
生息環境管理その他の取組	集落ごと農地付近の草払いや、電気柵の設置等を行い、緩衝帯の設置に取り組んでいる。また放任果樹の撤去等も取り組んでいる。 また、野生鳥獣の生態や被害防止対策などは、町独自の広報誌を活用し周知している。	近年では住民の高齢化が進み管理されていない農地が増えてきている。山間部の農地では鳥獣害対策も講じられていないため、被害が増大している。また地域の過疎化、高齢化も進んでいるため地域ぐるみで被害防除を行うことが困難となってきた。

- (注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について記入する。
- 2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。
- 3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、追上げ・追い払い活動等について記入する。
- 4 「生息環境管理その他の取組」については、緩衝帯の設置、放任果樹の除去、鳥獣の習性、被害防止技術等に関する知識の普及等について記入する。

(5) 今後の取組方針

<p>錦町における被害金額は1,954千円（森林被害金額は含まず）、被害面積は1.48haとなっている。</p> <p>主な被害としては、ニホンジカによる水稻被害、イノシシによる雑穀・水稻の被害、ニホンザル・アナグマによる野菜・果樹の被害、カラス類・ヒヨドリによる果樹の被害、カワウによるアユの被害があげられる。</p> <p>これまでの補助事業を有効活用し、防護施設の整備を行った結果、山間部の防獣効果は上がってきているが、近年では、平野部での獣類被害が増加している。</p> <p>今後は、被害防護施設の普及や受益者、住民が一体となって、鳥獣被害防止活動に取り組む姿勢を促すため、講習会への参加や狩猟免許取得への推進を図るなど、地域住民の意識向上を図っていきたい。</p> <p>※今後の計画</p> <ol style="list-style-type: none"> ①地域の意識改革による被害防除体制に確立に向けて取り組む。 ②捕獲と防護施設の両面での被害防止体制を推進する。 ③近隣市町村との連携による一斉捕獲体制の確立を目指す。 ④捕獲に従事する実施隊後継者の育成対策を講じる。 ⑤有害鳥獣に生態状況と生態調査を関係機関と連携して実施する。
--

(注) 被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。
(ICT(情報通信技術)機器やGIS(地理情報システム)の活用等、対策の推進に資する技術の活用方針を含む。)

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

熊本県猟友会人吉支部錦分会	錦町鳥獣被害対策実施隊への従事者の補充等及び有害捕獲に係る助言や情報提供を行う。
錦町鳥獣被害対策実施隊	錦町役場職員と民間隊員で構成し、有害鳥獣の捕獲や、被害防止計画の目的達成に向けて取り組む。

- (注) 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者等の外部団体への委託、わなの見回り補助等による捕獲者のサポート等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。
- 2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。
- 3 捕獲等を推進する上で、被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
R4 ～ R7	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ カラス類 ヒヨドリ カワウ	錦町鳥獣被害対策実施隊と連携して、捕獲機材の導入を地域に対して進めるとともに狩猟免許取得のための事前講習会を熊本県猟友会人吉支部と連携して行い、狩猟者の確保・育成を進めていく。

(注) 捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
<p>①ニホンジカ</p> <p>ニホンジカの生息密度が短期間のうちに上昇し、森林及び農作物等に被害を及ぼしている。</p> <p>捕獲実績は、R元年度は323頭、R2年度は279頭、R3年度は370頭捕獲している。捕獲計画数葉近年の捕獲数と平野部への増加を勘案し、県が定める第二種特定鳥獣管理計画(ニホンジカ)の目標密度2頭/km²以上を目標とし600頭/年とする。</p>

②イノシシ

イノシシの被害は、水稻、野菜、穀物、果樹等への食害と、近年では、飼料用作物への被害も発生している。

捕獲実績は、R元年度は157頭、R2年度は137頭、R3年度は154頭を捕獲している。令和5年度以降についても、継続して捕獲に取り組むこととし、捕獲計画数は180頭とする。

③ニホンザル

捕獲実績は、R元年度は19頭、R2年度19頭、R3年度は20頭を捕獲している。また、県が定めている野生サル対策方針に基づき、人とニホンザルとの棲み分けを図っていくために防除や威銃を前提とした対策を進めていく。しかし、近年では果樹、野菜への被害報告、目撃情報が多数あることから捕獲計画数を30頭とし、サルの被害減少を目標とする。

④アナグマ

アナグマによる野菜や果樹等への食害が発生している。また民家近くの家庭菜園等で被害報告もあることから、捕獲計画数を60頭とし継続して捕獲を実施していく。

⑤カラス類

カラス類による果樹への食害が発生している。猟銃でしか捕獲できないので、実施隊に捕獲を依頼し被害を減少させる。

⑥ヒヨドリ

ヒヨドリによる果樹への食害が発生しているので、実施隊に捕獲を依頼し被害を減少させる。

⑦カワウ

球磨川流域にて、アユ等の食害被害が確認されており、被害の拡大が起こる前に漁協・近隣市町村と連携し捕獲や追い払いに務める。捕獲計画数を30羽とする。

(注) 近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	R5年度	R6年度	R7年度
ニホンジカ	600頭	600頭	600頭
イノシシ	180頭	180頭	180頭
ニホンザル	30頭	30頭	30頭
アナグマ	60頭	60頭	60頭
カラス類	150羽	150羽	150羽
ヒヨドリ	4,000羽	4,000羽	4,000羽
カワウ	30羽	30羽	30羽

(注) 対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
銃器・わなによる有害捕獲を行っていく。ニホンジカ、イノシシについては、過去3年間で被害を集中的に受けている地域において、予察捕獲での対応を検討する。またニホンザルについては被害の状況に応じて威銃を行う。アナグマ・カラス類・ヒヨドリに関しては被害農作物の収穫時期に合わせて予察捕獲を行う。カワウについては、被害が発生している時期のうち適切な時期を選定し、主な被害地域である球磨川流域において猟銃による捕獲を行う。 対象区域は錦町全域である。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
特になし

- (注) 被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該被害防止計画に基づく対象鳥獣の捕獲等に従事している者による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
錦町全域	ニホンジカ、ニホンザル、アナグマ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号。以下「法」という。)第4条第3項)。
2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンジカ、イノシシ兼用	電気牧柵 2,000m 8.0ha	電気牧柵 2,000m 8.0ha	電気牧柵 2,000m 8.0ha

ニホンザル	電気牧柵 1,000m 4.0ha	電気牧柵 1,000m 4.0ha	電気牧柵 1,000m 4.0ha
-------	-------------------------	-------------------------	-------------------------

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	R5年度	R6年度	R7年度
ニホンジカ イノシシ兼用	・電気牧柵 草払い等の実施 ・追払いを目的とした威銃の実施	・電気牧柵 草払い等の実施 ・追払いを目的とした威銃の実施	・電気牧柵 草払い等の実施 ・追払いを目的とした威銃の実施
ニホンザル	・追払いを目的とした威銃の実施	・追払いを目的とした威銃の実施	・追払いを目的とした威銃の実施

- (注) 侵入防止柵の管理、追上げ・追払い活動等に関する取組等について記入する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

年度	対象鳥獣	取組内容
R5	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ カラス類 ヒヨドリ	・地域懇談会、現地講習会及び講演会等による普及啓発を図る。 ・地域住民が主体的に放任農地の除去、追払い活動ができる体制の整備の確立を図る。 ・鳥獣が生息しにくい環境を維持するため耕作放棄地の草払いを実施する。
R6	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ カラス類 ヒヨドリ	・地域懇談会、現地講習会及び講演会等による普及啓発を図る。 ・地域住民が主体的に放任農地の除去、追払い活動ができる体制の整備の確立を図る。 ・鳥獣が生息しにくい環境を維持するため耕作放棄地の草払いを実施する。
R7	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アナグマ カラス類 ヒヨドリ	・地域懇談会、現地講習会及び講演会等による普及啓発を図る。 ・地域住民が主体的に放任農地の除去、追払い活動ができる体制の整備の確立を図る。 ・鳥獣が生息しにくい環境を維持するため耕作放棄地の草払いを実施する。

- (注) 緩衝帯の設置、里地里山の整備、放任果樹の除去、被害防止に関する知識の普及等について記入する。

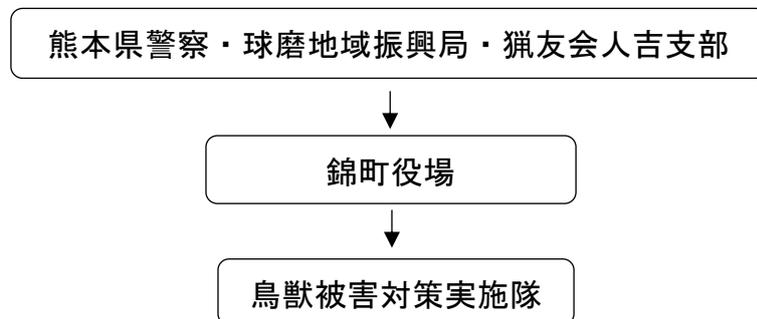
6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
熊本県	有害鳥獣の情報の提供
熊本県警察	事故発生時の連絡
錦町	住民絵への周知・実施隊への依頼
猟友会人吉支部	事故発生時に通報
錦町鳥獣被害対策実施隊	事故発生時に通報・鳥獣捕獲の実施

- (注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規程等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



- (注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲した有害鳥獣は、捕獲後速やかに埋設処理を行うこととする。

- (注) 適切な処理施設での焼却、捕獲等をした現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	基本的には、埋設処理を行うこととしているが、個人的に解体し食用として利用されている方もいる。現時点で食品等に利用する計画はない。
ペットフード	特になし
皮革	特になし
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等での体給餌、学術研究等)	特になし

(注) 利用方法ごとに、現状及び目標を記入する。

(2) 処理加工施設の取組

捕獲後は速やかに埋設処理を行うこととしており、処理加工施設の場所や使用率、人材等が課題となる。

(注) 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等について記入する。

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

特になし

(注) 処理加工に携わる者の資質の向上や、捕獲から搬入までの衛生管理の知識を有する者の育成の取組等について記入する。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	錦町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
錦町農林振興課	事務局・協議会に関する連絡調整
錦町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣関連情報の提供・有害鳥獣の捕獲の実施
熊本県猟友会人吉支部錦分会	有害鳥獣関連情報の提供・有害鳥獣の捕獲の実施
くま中央森林組合	有害鳥獣関連情報の提供・被害防護施設の情報提供
球磨地域農業協同組合	有害鳥獣関連情報の提供・被害防護施設の情報提供
熊本県農業共済組合球磨支所	有害鳥獣関連情報の提供・被害防護施設の情報提供

- (注) 1 関係機関等で構成する協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。
- 2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
熊本県県南広域本部 球磨地域振興局 農林部 森林保全課、農業普及・振興課 熊本南部森林管理署 球磨川漁協協同組合	・必要に応じ協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報提供。 ・被害防止技術に関する情報提供
各生産部会代表	・必要に応じ協議会に参加し、有害鳥獣に関する情報、有害鳥獣被害に関する情報及び被害防止に関する情報の交換。

- (注) 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入
- 2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。
- 3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

有害鳥獣の捕獲、町民の依頼に対し追払い活動や捕獲の実施、追払いを目的とした威銃の実施等	
構成員	役割
隊長 (農林振興課長)	実施隊の業務を統括
副隊長 (農林振興課係長)	隊長の補佐及び隊長の代理
班長(民間)	隊員の指揮
隊員 (町職員、民間を含む)	有害鳥獣の捕獲、捕獲後の埋設処理、有害鳥獣の調査、被害状況の調査、有害鳥獣の追払い

- (注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。
- 2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、鳥獣被害対策実施隊が行う被害防止施策、その規模、構成、農林漁業者や農林漁業団体職員、地域住民等の多様な人材の活用策等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

町内広範囲の被害防止対策を図るため、集落ぐるみでの被害防護柵の設置等の推進を図り、効果的な被害対策を講じていきたい。

また、捕獲従事者となる担い手の確保のために、県が認定している認定鳥獣捕獲等事業者の活用に努める。

(注) 将来的な被害防止対策の実施体制の維持・強化の方針その他被害防止施策の実施体制に関する事項（地域の被害対策を企画・立案する者の育成・確保や現場で対策を実施する者の知識・技術の向上等の被害対策に関する人材育成の取組を含む。）について記入する。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策に関して、錦町有害鳥獣被害対策協議会と連携し、共同で講演会・研修会などの情報交換会の場を設ける。

(注) 近隣市町村と連携した広域的な被害防止対策等その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。